



国民健康保険税の税率・税額が決まりました

平成 20 年度の国民健康保険税の税率・税額は次の通りとなりました。

医療給付費分・後期高齢者支援金分については、旧市町別の税率・税額が適用されます。これは合併協議の結果、合併後 5 年間は不均一課税を行うことになっており、その結果を踏まえたもので議会で決定されました。

介護納付金分は、統一税率が適用されます。また、今回の改定では課税限度額も変更となりました。

区 分		国 民 健 康 保 険 税					概 要
		医療給付費分（税率・額）		後期高齢者支援金分（税率・額）	介護納付金分（税率・額）		
		20 年度	19 年度	20 年度	20 年度	19 年度	
松浦地域	所得割	8.2%	11.7%	2.5%	1.9%	2.1%	課税所得金額に対して
	資産割						
	均等割額	22,100 円	29,800 円	7,000 円	8,800 円	9,000 円	被保険者 1 人につき
	平等割額	19,400 円	26,500 円	6,200 円	4,800 円	4,900 円	1 世帯につき
福島地域	所得割	7.4%	8.8%	2.2%	1.9%	2.1%	課税所得金額に対して
	資産割	廃止	30.0%				固定資産税額に対して
	均等割額	20,600 円	26,800 円	6,200 円	8,800 円	9,000 円	被保険者 1 人につき
	平等割額	17,600 円	22,900 円	5,300 円	4,800 円	4,900 円	1 世帯につき
鷹島地域	所得割	8.2%	10.5%	2.5%	1.9%	2.1%	課税所得金額に対して
	資産割	廃止	30.0%				固定資産税額に対して
	均等割額	22,100 円	29,800 円	7,000 円	8,800 円	9,000 円	被保険者 1 人につき
	平等割額	19,400 円	29,000 円	6,200 円	4,800 円	4,900 円	1 世帯につき
課税限度額		470,000 円	560,000 円	120,000 円	90,000 円	90,000 円	年税額の最高限度額

後期高齢者医療制度の創設に伴う改正について

(1) 後期高齢者支援金分について

平成 20 年度から後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、これまでの医療給付費分の中から「後期高齢者支援金分」として分かれることになります。この後期高齢者支援金分は、後期高齢者（75 歳以上の人）の医療費の一部を、74 歳以下の人で支援するものです。

(2) 緩和措置について

①低所得者に対する軽減

世帯内の被保険者が、国保から後期高齢者医療制度

に移行することにより世帯の国保被保険者が減少しても、国保から移行した後期高齢者の所得及び人数を含めて軽減判定を行い、5 年間従来と同様に軽減措置を受けることができます。

②世帯で賦課される平等割の軽減

世帯内の被保険者が、国保から後期高齢者医療制度に移行することにより国保被保険者が世帯に 1 人となる世帯について、5 年間世帯割別平等割額が半額になります。ただし、介護納付金分は対象外です。

納税が困難な場合は…

特殊事情（災害、会社倒産による失業、所得の激減、生活保護など）により生活が困窮し、本年度の納税が困難な人は、徴収猶予・減免措置などが受けられる場合がありますのでご相談ください。

※減免は、納期限の 7 日前までに申請が必要です。

○相談・問合せ先 税務課徴収係、市民税係

**申告が
必要です!**

平成 19 年に所得が減って 所得税が課され なくなった方

申告期間

平成 20 年
7月1日~31日

申告先

平成 19 年 1 月 1 日現在
お住まいの市区町村

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けた人については、平成 19 年度分の住民税額から、税源移譲により増加となった住民税相当額を減額し、納付済みの場合は還付します。

※この措置は、「平成 19 年分の所得税が課税されない程度の所得となった人」を対象としており、所得税の住宅ローン控除の適用などにより、平成 19 年分の所得税が課税されない場合は対象となりません。

所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには申告が必要となります。

所得変動に係る経過措置のモデルケース（夫婦）

< 平成 18、19 年ともに給与収入が 400 万円の場合 >

	平成 18 年（度）	平成 19 年（度）
	税源移譲前	税源移譲後
所得税	150,000 円	75,000 円
住民税	80,000 円	155,000 円
合計	230,000 円	230,000 円

平成 19 年の
所得が減少

< 平成 18 年の給与収入が 400 万円、平成 19 年の所得がない場合 >

	平成 19 年（度）所得なし		税源移譲前後の税率をそれぞれ適用した場合の差額（還付額）
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0 円	0 円	0 円
住民税	80,000 円	155,000 円	75,000 円
合計	80,000 円	155,000 円	75,000 円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
このほか、実際の負担増減額には、平成 19 年から定率減税が廃止された等の影響があることにご留意ください。
また、均等割額は除いています。

○問合せ先 税務課市民税係



市役所からの お知らせ

メジロを飼うには

許可が必要です。

野鳥の中で、捕獲・飼養ができるのはメジロだけです。捕獲できる期間は7月1日から2月末日まで、3～6月の繁殖期は捕獲できません。

また、捕獲するには市長の許可が必要です。

捕獲したメジロを飼う場合も許可が必要で、1世帯に1羽しか飼うことができません。許可を得ずに捕獲・飼育すると、法律により罰せられます。

捕獲許可期間 10日間 捕獲許可手数料 無料 飼養許可期間 1年間（毎年更新手続きが必要です）

飼養（更新）許可手数料 1羽につき3,400円 問合せ先 農林課 農林振興係、福島・鷹島支所地域振興課

行政相談所

日時 7月17日（木）午前10時～午後4時 場所 福島支所 行政相談員（敬称略） 徳田芳朗 ☎0955-4712422 問合せ先 福島支所 市民課

ごみの分別の徹底

私たちが毎日出すごみは、正しく分別すれば、再資源物として生まれ変わることができるものがあります。しかし、一部にはまだ分別が不適切なため回収できないものがあり、再分別のため地区役員の皆さん等が大変苦労されています。

「自分一人くらいはいいだろう」では、いつまでたっても解決できませんし、最終的には個々人のマナーに頼るしかありません。

清潔なごみステーションの維持、きれいな松浦市づくりのため、もう一度「ごみの正しい分け方、出し方」および「ごみ出しカレンダー」を確認の上、ごみの分別の徹底にご協力をお願いします。

問合せ先 市民生活課生活環境係

クリーンセンター（平戸市町）

への直接搬入可能日の変更

8月3日（日）の市民大清掃に合わせて、平戸市市町平町の北松北部クリーンセンターへのごみの直接搬入可能日を変更します。間違いないようにお願いします。

直接搬入可能日

×8月10日（日）↓8月3日（日）
問合せ先 市民生活課生活環境係

介護保険

○問合せ先 健康ほけん課介護保険係

介護保険料が軽減されます

市では、下記に該当する第1号被保険者（65歳以上）に対し、平成20年度保険料の軽減を行います。

【対象者】

保険料年額が42,750円（第3段階）の人で、次のすべてに該当する人。

- ①世帯全員が市民税非課税であること。
- ②世帯の年間収入金額が120万円（世帯員3人以上の場合は、3人目から1人当たり35万円を加算

した額）以下であること。

- ③市民税課税者に扶養されていないこと。
- ④市民税課税者と生計を共にしていないこと。
- ⑤生活が困窮状態にあること。

【軽減額】

第3段階の年間保険料42,750円を第2段階相当額28,500円に軽減。※軽減を受けるためには申請が必要です。

食費・居住費に係る負担限度額認定の申請を受付けています

低所得の要介護者・要支援者が施設サービスや短期入所サービスを利用したときの食費や居住費については、補足給付として特定入所者介護（介護予防）サービス費が支給されます。

給付の対象者は、市民税世帯非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下の人で、第1段階から第3段階に分けられ、申請後直近の6月末日までの期間で負担限度額認定証が交付されます。

市では、平成20年度の市民税等の確定に伴い7月から申請を受付けています。※補足給付を受けるためには申請が必要です。

介護保険料の納付について

市民税等の確定により、平成20年度の松浦市介護保険料が確定し、第1号被保険者（65歳以上）の納付書を6月中旬に送付しています。

また、年金から引き落としされている人には、引落日月の前月に通知します。

皆様の介護保険料により、介護保険が成り立っていますので、期限内の納付をお願いします。

海水浴場の水質検査

市では、海水浴シーズンに備え、6月に次の場所で水質検査を行いました。

- ・ぎぎが浜海水浴場（今福町）
- ・大崎海水浴場（御厨町）
- ・宝の浜海水浴場（星鹿町）
- ・初崎海水浴場（福島町）
- ・白浜海水浴場（鷹島町）

検査の結果、どの海水浴場も水質に問題はありませんでした。水の事故には十分注意をし、楽しい海水浴にしましょう。

問合せ先 市民生活課生活環境係

認定司法書士無料相談会

法務大臣の認定を受けた認定司法書士が身近な法律家として市民に貢献するため、次の通り相談会を実施します。相談する人は、事前に電話で予約してください。

日時 7月10日（木）午後1時～午後4時30分
場所 市役所別館多目的相談室
主催 長崎県司法書士会
予約・問合せ先 総務課行政係

住宅の省エネ改修に伴う

固定資産税の減額

平成20年1月1日以前から存在する住宅（賃貸住宅を除く）のうち、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った住宅に対して、翌年度

分の固定資産税に限り、3分の1に相当する額を減額します。

減額対象要件

- 1 次の①から④までの工事のうち、①又は①を含む工事を行うこと。
- ①窓の改修工事
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事（外気等と接するものの工事に限る）
- 2 改修工事により、現行の省エネ基準に新たに適合すること。
- 3 改修工事費用が30万円以上であること。
- 4 現在、「新築住宅の軽減」及び「耐震改修に伴う減額」を受けていないこと。

減額対象床面積

一戸当たり120平方メートルまで

申告方法

要件に該当する場合は、「熱損失防止住宅改修に伴う固定資産税減額適用申告書」により改修工事後3か月以内に税務課固定資産税係まで申告してください。

添付書類

- 1 熱損失防止改修工事証明書
改修後の部位が、現行の省エネ基準に適合しているかを確認する書類です。建築士等から発行されます。
- 2 改修工事に要した費用が分かる領収書等の写し

問合せ先 税務課固定資産税係

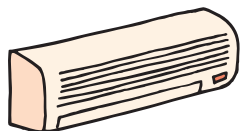
夏季の省エネにご協力をお願いします

これから夏を迎えるにあたり、電力の需要が多くなります。地球温暖化対策の意味も含め、可能な限り節電にご協力をお願いします。

特に心がけていただきたい夏季の節電活動

空調

- ・冷房する場合は、室温は28℃を目安にする。
- ・冷房が不要なときには電源を切る。
- ・エアコンを購入するときは、省エネラベルを確認し、より省エネ性能が優れた製品を選択する。

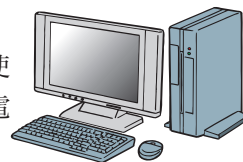


照明

- ・不必要時のこまめな消灯に努める。
- ・通路や窓際等、使わない場所の照明の間引きに努める。
- ・照明器具を購入するときは、省エネ型の電球型蛍光灯ランプを選択する。

電力消費機器

- ・電気ポット、パソコン等を使わないときには、こまめに電源を切る。
- ・冷蔵庫については季節に応じた庫内の温度調節を行い、ものを詰め込み過ぎないように整理整頓する。
- ・機器を購入するときは、省エネ性能の高い機器を選択する。



○問合せ先 市民生活課生活環境係